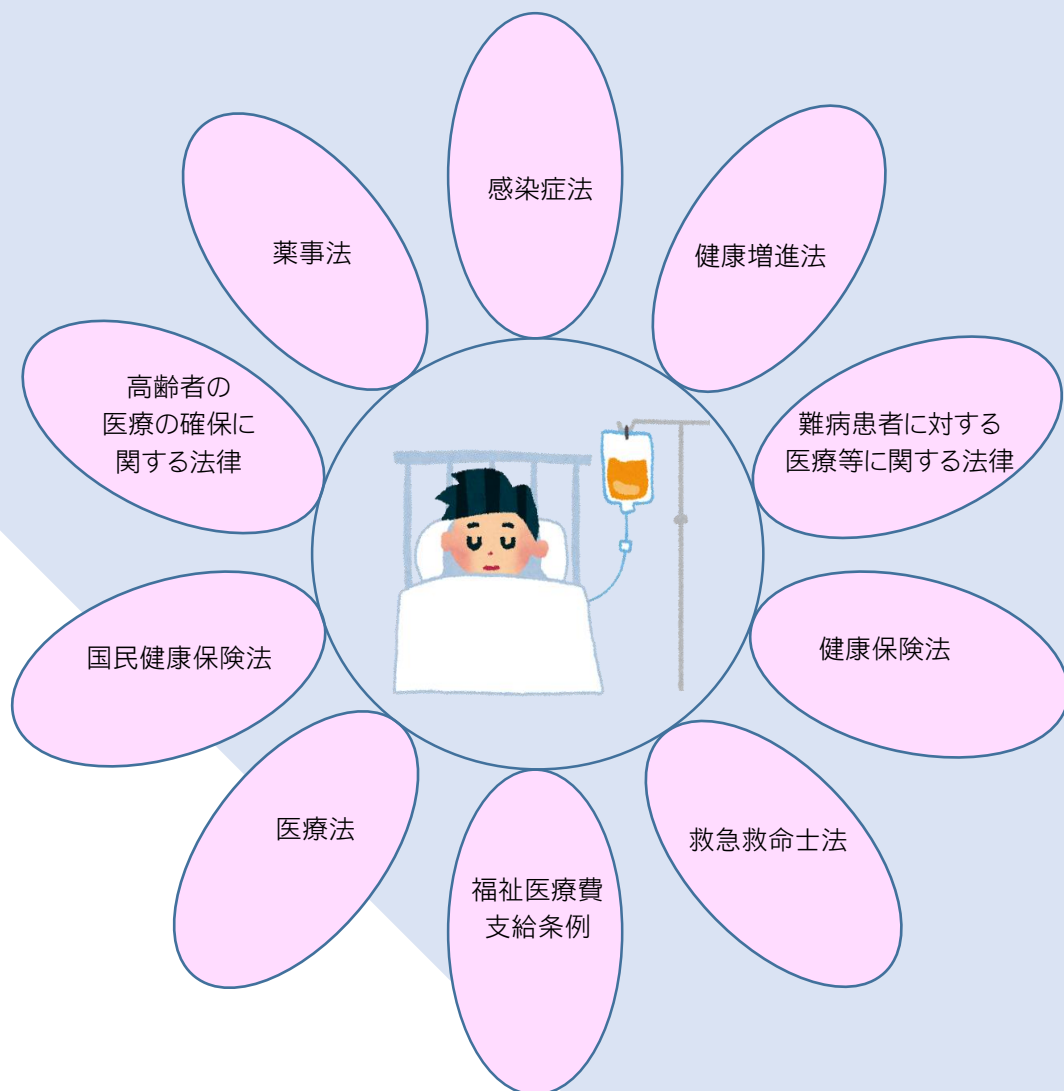


## 【3】病気・医療



# 1. 概要

日本では、国民皆保険制度であり、すべての住民がなんらかの公的な医療保険に加入する仕組みを導入しており、これは日本の医療保険制度の特徴ともいえます。病気やけがで医療を受けた場合（業務上の災害により医療を受ける場合や美容整形などを除き）、医療保険が適用となります。私たちはそのときに備えて毎月給与などから保険料を納めています。医療保険は、図1に示したように、大きく地域保険と職域保険に分けられます。地域保険としては、個々の市区町村の住民ごとに構成する国民健康保険があります。また、職域保険には、一般のサラリーマンを対象とした健康保険と公務員や船員を対象とした共済組合、船員保険があります。

医療保険による医療を受ける場合は、保険医療機関で保険証（被保険者証）を提示すれば、一部負担金を支払うだけで医療が受けられる仕組みを取っています。図2に示したように、現在、健康保険、共済組合、国民健康保険の被保険者や組合員、被扶養者の一部負担は3割（義務教育就学前は2割、70歳以上75歳未満は2割、現役並み所得者は3割）となっています。

2008（平成20）年には、今後増大すると見込まれる高齢者の医療費を安定的に支えるための仕組みとして後期高齢者医療制度が施行されました。一部負担金は1割（現役並み所得者は3割）です。

図1: 医療保険制度の体系

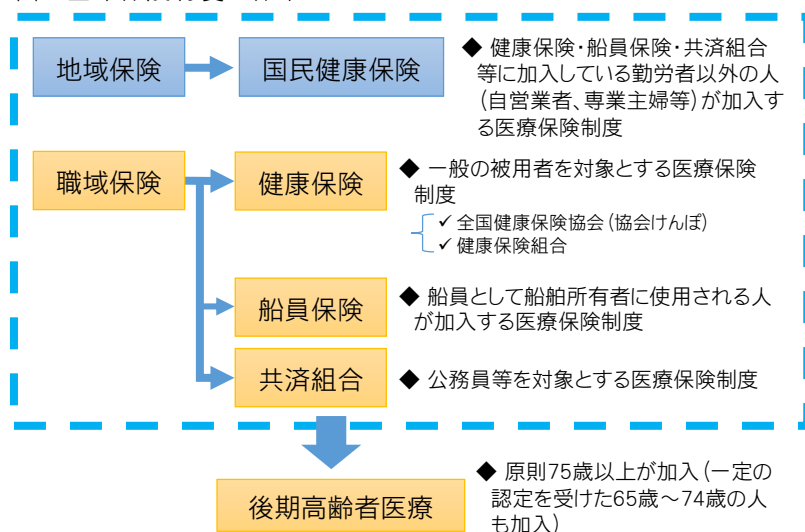


図2: 医療費自己負担割合表

	一般所得	現役並み所得
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担	
6歳（義務教育就学前）	3割負担	
	2割負担	

# 2. 主な相談窓口

	相談内容	相談窓口	関連する制度、サービス等
医療保険について相談したいとき	会社などに勤めている人の場合	各健康保険組合、協会けんぽ各支部 等	①
	自営業者などの場合	市区町村役場	②
	75歳以上の人の場合	市区町村役場	③
65歳以上で寝たきりなどの一定の生活上の不自由がある場合			
医療費負担について相談したいとき	入院費・通院費が高額になったとき	市区町村役場、各健康保険組合、協会けんぽ各支部	④
	乳幼児が病院にかかるとき	市区町村役場	P.23⑩
	ひとり親家庭の子どもが病院にかかるとき	市区町村役場	P.24⑳
	指定難病、特定疾患、B型・C型肝炎 のとき	住所地管轄保健所	⑤、⑥、⑦

	相談内容	相談窓口	関連する制度、サービス等
医療費負担について相談したいとき	結核のとき	住所地管轄保健所（住民票がない場合でも申請できることがある。）	⑧、P.52～53
	短期滞在者が病院にかかったとき		P.50～51
	治療費が支払えないとき	無料低額診療事業を行っている各病院（病院ごとに受診条件がありますので、必ず事前に問合せをすること）	⑨
	病気やケガで仕事を休むとき	各健康保険組合、協会けんぽ各支部、等	P.33④
日本語がわからないとき	対応できる病院をさがしたいとき	あいち医療情報ネット、あいち救急医療ガイド	
	・通訳を派遣して欲しいとき ・電話通訳をして欲しいとき	あいち医療通訳システム、外国人ヘルプライン 東海	P.49、105
こころの相談をしたいとき		保健所、精神保健福祉センター、（公財）名古屋国際センター 外国人こころの相談（→P.105）	
在留外国人が海外旅行中に病院にかかったとき		市区町村役場、各健康保険組合、協会けんぽ各支部	⑩

### 3. 関連する制度・サービス等

#### ◆ 医療保険制度

制度・サービス	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
①健康保険（社会保険）	職場に勤める人を対象とする職域保険。国民健康保険の給付に加え傷病手当、出産手当金等がある。組合については、独自給付があるため確認が必要。	各健康保険組合、協会けんぽ各支部等	健康保険法	国籍要件なし。在留資格・在留期間による。	P.51
②国民健康保険	上記、健康保険に加入している人以外の方が加入する保険。主に自営業等を対象とした地域保険。	市区町村役場	国民健康保険法	国籍要件なし。他の公的医療保険の適用を受けない外国人のうち、住民登録（3か月を超えた在留期間での在留資格）のある人	P.50
③後期高齢者医療制度	後期高齢者（75歳以上、寝たきり等障害のある65歳以上の人を含む）の医療保険制度	市区町村役場	高齢者の医療の確保に関する法律	国籍要件なし。在留資格・在留期間による。短期滞在および技能実習は対象外。	

#### ◆ 医療費負担軽減等

制度・サービス	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
④高額療養費制度	医療保険に加入している人が対象。医療費にかかる自己負担限度額を超えた金額（入院時の食事等に係る自己負担額を除く）が高額療養費として支給される。また、限度額適用認定証を事前に申請しておくことで、医療費の窓口負担が軽減される。（加入している保険の種類によって受けられないこともあるため確認が必要）	市区町村役場、各健康保険組合、協会けんぽ各支部	健康保険法、国民健康保険法	国籍要件なし。在留資格・在留期間による。	
⑤特定医療費（指定難病）制度	難病患者への医療費助成制度。	住所地管轄保健所	難病患者に対する医療等に関する法律	国籍要件なし。在留資格・在留期間による。	
⑥小児慢性特定疾病	健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図る。特定疾病の小児患者が対象になり、医療費の自己負担の一部が助成される。	住所地管轄保健所	児童福祉法	国籍要件なし。在留資格・在留期間による。	

制度・サービス	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑦B・C型肝炎患者の医療給付事業	B型ウイルス性肝炎、またはC型ウイルス性肝炎に罹患している患者に対する助成制度。	住所地管轄保健所、愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課	肝炎対策基本法	国籍要件なし。在留資格・在留期間による。	
⑧結核医療公費負担制度	日本に居住しており、結核と診断された患者の医療費を公費で負担する制度。感染症法37条(喀痰塗抹陽性・入院)、37条2項(喀痰塗抹陰性・外来)によるもの。	居住地もしくは住所地管轄保健所(住民票がない場合でも申請できることがある)	感染症法	国籍要件なし。在留資格によって受給要件が異なる。	
⑨無料低額診療事業	生活の困窮を理由に医療費の支払いが困難な人に対し、医療費の減額または免除を行う事業。	名南病院、名古屋掖済会病院、聖霊病院 福祉事務所もしくは医療機関の相談窓口(医療ソーシャルワーカー(MSW)) ※在留資格の条件を含め、受診には諸条件がありますので、必ず各病院に事前にお問い合わせしてください。	社会福祉法、法人税法施行規則	国籍要件なし	左記の病院名を安易に相談者に伝えることはせずに、まずは支援者から各病院に問い合わせてください。

※ 障害のある人に対する医療費の負担軽減については、P.57参照。

#### ◆ その他

制度・サービス	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑩海外療養費	日本人や在住外国人が、海外で医療を受けた時(治療目的で渡航した場合は除く)等いったん全額を自費で支払いをした場合、保険者が承認すると、後日払い戻しがされることがあります。(諸条件あり)	加入している医療保険の保険者	健康保険法、国民健康保険法	国籍要件なし	

## 4. 外国人対応のポイント

### ◆ 病院の受診方法や機能について丁寧な説明を

日本では保険証1枚あれば医療機関を自由に選ぶことができます。日本人にとっては当たり前ですが、国によってはそうではないところもあり、日本の医療機関のかかり方についても伝えていく必要があります。

自宅に近い医院やクリニックは、外国語での対応ができる場所は多くなく、日本語ができない外国人の場合は、多言語対応が可能な大きな病院を利用した方がいい場合があります。しかし、紹介状がない場合には原則として初診料以外に5,000円近い追加負担を請求されますし、待ち時間も長くなります。日ごろから自宅から近い医院やクリニックの医師に診てもらい、言葉を越えた信頼関係を築き、いざという時に大きな病院に紹介状を書いてもらえる間柄になっておくことが大切です。

なお、昨今は医院やクリニックと大病院との間にも医療連携の体制が整っており、情報や治療方針の共有がなされ、病院や医師が変わったとしても切れ目ない治療が受けられることも説明しましょう。このような利点欠点を説明したうえで、本人や家族に受診先を選んでもらいましょう。

また、受診先について、管轄の保健所、各保健センター、病院の相談室(医療ソーシャルワーカー:MSW)に相談してみるよう勧めることもできます。

### ◆ 病院に受診するために確認しておくこと

先にも書いたように、日本の医療機関にかかるためには、医療保険が必要になります。

外国人が医療保険に加入できるかどうかは、在留資格、在留期間の内容などで決まります。医療保険に加入できていない外国人が相談に来た場合、在留カードを見せてもらい、在留資格や在留期間を確認しましょう。その時、医療保険制度の説明に併せ、なぜ加入していないのか・加入できないのか等、外国人患者の置かれている背景を知ることが大切です。文化の違いから「病気をしないから、医療保険には加入しなくていい」「保険料を支払うのがもったいないから医療保険には入らない」と言う外国人は少な

くありませんが、医療保険に加入をしていないことで全額自己負担（10割負担）となり、治療内容によっては高額となる場合があります。

会社に勤めていたり、日本に適法に居住していれば、外国人も医療保険加入の対象となるため、適切に窓口等へ案内します。このとき、就労形態が多々あることを念頭に、そもそも会社の健康保険に入れるのかどうかにも気を付けていきましょう。

また、ここで注意したいところは、外国人の中には、公的な医療保険（→P.47）と民間の生命保険とを混同している人が多いことです。その点の確認もしましょう。

#### ◆必要に応じて医療通訳の準備を

外国人患者が日本語がわからない場合、家族や友人を通訳として連れて来ることが多くあります。子どもが親の通訳のために学校を休んで受診についてくることも珍しくありません。家族や友人の通訳では症状が正しく伝えられないことが多く、適切な治療につながらないことがあるため、通訳のいる病院やあいち医療通訳システム等の医療通訳を利用していくことが望ましいです。

特に精神疾患を抱えている人の場合、自身の症状を適切に伝えられないことで、治療内容が大きく変わることが考えられます。精神科は「言葉」を用いて治療を行います。そのため、細かなニュアンスを適切に訳し、患者に伝えることが治療に繋がるため、医療通訳がとても重要な役割を担います。

#### ◆相談は医療の問題に限定せず生活を支えるという視点を

医療保険に加入している人は、医療費の払い戻しが受けられる場合があり、医療費が高額な場合は高額療養費制度の申請を勧めることもできます。（→P.47）

また、出産時に出産育児一時金の給付が受けられ、出産時の負担軽減も図ることができます。（→P.23）

会社員や公務員などが加入する医療保険（職域保険）では、病気やケガで働けず給与がもらえなくなった場合、傷病手当金という現金給付があり（→P.33）、生活を支える役割もあります。

このように病気やケガなどによって、どういった生活課題が発生しているかの確認をしながら、利用できる制度を個々説明し、活用して生活全体の支援を行っていくことが、外国人の場合は特に大切です。



#### あいち医療通訳システム(AiMIS)

外国人患者の言語の問題に対応すべく「あいち医療通訳システム」を導入している医療機関が増加しています。これは、愛知県が2012（平成24）年から独自で行っている取り組みで、相談支援においては非常に有効なサービスといえるでしょう。

##### <サービスメニュー>

- **通訳派遣**: 医療機関等からの依頼に基づき、医療に関する基礎知識や通訳技術など、一定レベル以上の知識・スキルを持った医療通訳者の派遣を行います。(有料)
  - **電話通訳**: 通訳派遣が困難な緊急時や夜間など、いつでも電話通訳を利用できます。(有料)
  - **文書翻訳**: 外国人患者へ渡すための医療機関への紹介状等を翻訳します。(有料)
- ※ いずれのサービス料も基本的には、病院と患者とで負担します。患者に費用が発生することの了承を得たうえで、サービスを利用する必要があります。

問合せ先: あいち医療通訳システム運営事務局

TEL:050-5814-7263 (平日9:00~17:30) / URL:<http://www.aichi-iryoku-tsuoyaku-system.com/>

# 呼び寄せた家族が病気になってしまった！

## 医療費どうしよう。

### 短期滞在の医療保険について

相談者：中国人女性 対応者：病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）



夫婦とも中国出身で、日本で子どもを出産しました。産後に子育てを手伝ってもらうため、母国から母親を呼び寄せました。母が日本に来てから体調を崩したため、病院に受診をしたところ、子宮がんの診断を受けました。母は日本で治療を受けたいと言っていますが、医療保険がなく、医療費が払えません。

慣れない土地、言葉が十分通じない中で出産、育児をしていくことは身体的、精神的な負担が大きいものです。そのため、一時的に母国から家族を呼び寄せ支援を受ける外国人は少なくありません。

このような理由などで日本にいる短期滞在の在留資格の人が、病気になったとき、支援者は次のようなポイントに気を付けながら相談対応をしましょう。



- ◆ 医療保険に加入できるかどうかは、在留資格によります。短期滞在の場合は、原則として加入できません。  
未加入の人に対しては、在留資格や日本に滞在する家族の状況などを確認しましょう。
- ◆ 医療保険に加入出来ない場合は、自費対応となりますので、治療内容・期間等の確認を行い、医療費が自費でどのくらいかかるかを具体的に伝えましょう。
- ◆ 本人や家族が母国での治療を希望される場合には、帰国に向けた手続き（紹介状の準備や航空会社への問い合わせなど）についてもアドバイスしましょう。航空会社には、病状を伝えることはもちろんのこと、医療機器や内服薬の持ち込みなどができるかどうか等の相談も必要です。
- ◆ 育児サポートが得られないときは、地域の社会資源の利用を検討できるよう育児支援の情報について確認していきましょう。（→P.24）
- ◆ 必要に応じて医療通訳（→P.49）の活用を。

※ 医療ソーシャルワーカー（MSW）とは、保健医療機関において、社会福祉の立場から、患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う人のことです。

### 在留資格が短期滞在の場合、医療保険はどうなるの？

短期滞在の資格で入国する人は、観光旅行者などが代表的ですが、日本にいる家族の元に遊びに来るなどの目的の人もあります。この場合、在留期間は、90日・30日・15日以内を単位として滞在許可が下り、延長申請の許可が下りる例もあるようです。

#### ◆ 国民健康保険について

国民健康保険には加入要件があり、以下に該当する人は加入が困難です。

- ① 在留資格が短期滞在の人
- ② 在留期間が3か月以下の人

※ ただし、在留期間が3か月でも、在留資格が興行、技能実習、家族滞在、公用、特定活動（医療を受ける活動またはその人の日常の世話をする活動を指定されている場合を除く）の場合で、資料から3か月を超えて滞在すると認められる人は加入できます。

- ③ 在留資格が特定活動の人のうち、「医療を受ける活動またはその人の日常の世話をする活動」の人
- ④ 在留資格が特定活動のうち「観光、保養その他これらに類似する活動を行う18歳以上の人、またはその人と同行する外国人配偶者」の人

- ⑤ 在留資格が外交の人
  - ⑥ 不法滞在の人
  - ⑦ 日本と医療保険を含む社会保障協定(→P.44)を結んでいる国の人で、本国政府からの社会保険加入証明書(適用証明書)の交付を受けている人
- したがって、短期滞在の在留資格では、国民健康保険に加入することは一般的に困難です。

#### ◆ 健康保険について

一方で、健康保険の扶養要件には、在留資格の指定がない場合があります。このため、日本で生活をしている家族が健康保険に加入している場合、健康保険の扶養に入れるかどうかを、勤務先や健康保険組合・年金事務所・協会けんぽ等へ問い合わせることが必要です。

また、健康保険に加入ができた場合でも、治療期間によっては、在留資格の変更・期間延長などを検討する必要性が発生します。短期滞在の在留資格の場合、健康保険に加入できなければ、医療費が全額自己負担となりますので、医療費が自費でどのくらいかかるのかを確認しながら、患者やその家族と支払方法について相談をし、分割払いができるかどうか医療ソーシャルワーカー(MSW)に相談するといいでしょう。

#### ◆ 在留資格の変更は難しい

前述したように、短期滞在の在留資格では、医療保険に加入することが難しい場合が多く、医療費の支払いが課題になります。

その場合、医療保険に加入できるような在留資格への変更も検討できなくもありません。詳しくは入国管理局に相談していくこととなりますが、可能性がある資格としては特定活動があります。この特定活動は、日本への定着性が認められ、かつ、国籍国との関係が希薄になり、国籍国で生活することが極めて困難である場合が認められたときに許可されることがあります。

しかし、特定活動の在留資格を得られるのは、命にかかわるような緊急性が高い場合など条件が非常に厳しいため、取得は極めて難しく、一般的な方法とは言えません。

#### ◆ 在留資格のない人の場合

在留資格がない人が医療機関へかかる際、基本的には全額自己負担となります。ただし、感染症予防法による勧告入院・措置入院や精神保健福祉法による措置入院など、公費負担が受けられる場合があります。



#### ◆ 医療費の未払いについて

医療機関への医療費未払い問題は、外国人患者に限ったことではありません。諸々の事情により、医療費の自己負担分の支払いが難しかったり、そもそも医療保険料が払えずに無保険状態の人は、日本人外国人を問わずにいます。

そこで、厚生労働省は2007(平成19)年に、未収金問題に関する検討会を設置(2008(平成20)年に報告書取りまとめ)し、2009(平成21)年には医療機関未収金対策支援事業を創設するなど国も対策に取り組んでいます。

また、まだ全国的には整備されていませんが、地方自治体によっては「未収の医療費の一部を都道府県が補填する」という救済制度を設けています。

これらの背景からも早期に医療ソーシャルワーカー(MSW)が介入し、支払いができるかどうか、医療保険に加入できる状況なのかどうかなどの相談をしていくことが重要です。健康保険に加入している場合は、高額な医療費がかかりそうなどときには、事前に限度額適用認定証を発行してもらっておくことも重要です。

#### ◆ 健康保険証は退職日まで

会社の健康保険に加入されている人は、退職すると健康保険証を返却する必要があります。退職後も資格のない健康保険証を使い続けてしまうと、後日、医療費を返還しなくてはなりません。退職時には扶養家族分も含めて会社に返却するよう助言しましょう。

# 結核になってしまいました。学校に通えない。 どうしよう！

## 入院拒否の背景の理解

相談者：医療ソーシャルワーカー (MSW) 対応者：外国人相談窓口



インドネシア国籍の患者さんが結核と診断されました。隔離病棟に入院をしないといけません、入院することを拒否しています。学校を休むことで出席日数が足りなくなり、留学の在留資格が取り消されるのを心配しているようです。また、アルバイトもできなくなり、入院費や治療費が払えないのではないかと心配しています。

日本語でのコミュニケーションは多少できますが、難しい内容になると言葉があまり通じていないようで、病状の理解が難しいようです。どうしたら入院してきちんと治療を受けてもらえるでしょうか。

この事例は、インドネシア国籍の男性が言葉の問題や生活背景から入院を拒否し、対応に困った医療ソーシャルワーカー (MSW) が外国人相談窓口にご相談した事例です。



- ◆ 結核患者は、日本では隔離病棟に入院して治療を受けることが一般的ですが、外国では必ずしもそうであるとは限りません。病名や危険性、日本での結核患者に関する制度などをきちんと伝えることが大切です。
- ◆ 留学生は3か月以上休学すると在留資格の取り消し対象となりますが、結核で入院する場合は公休扱いとなり、在留資格に影響はありません。まずは、休学について学校へ相談するよう伝えましょう。
- ◆ 結核の治療には、医療費の公費負担があります。外国人本人から保健所へ相談するよう伝えましょう。
- ◆ 外国人の場合、病院のシステム・入院生活を知らなくて不安ということも考えられます。具体的に何が不安なのかを聞いて、丁寧に説明しましょう。

## 医療通訳の依頼について

医療通訳は、言葉だけでなく、状況に応じて文化の仲介を行い、医療従事者と患者の相互理解を深める役割を担います。

例えばこの事例の場合、結核という病気の危険性が十分に伝わっていないことが考えられます。なぜ長期入院が必要なのか、感染症について丁寧に説明をする必要があります。また、もしかしたら宗教の教義を入院生活中に守ることができるのか、といった不安を抱いているために入院を拒否しているのかもしれない。

日本語がわかる様子でも、実際には難しい言葉や細かなニュアンスが伝わっていないことがあります。そのような重要な事柄に関するコミュニケーションを正確に行い、患者の想いを知るために、医療通訳 (→P.49) の依頼を検討しましょう。なお、医療通訳を依頼する場合、費用が発生することが多いため、事前に自己負担額の確認が必要です。

## 「留学」の在留資格

「正当な理由」がないにも関わらず、本来の在留資格に基づく活動を継続して一定期間行っていない場合は、速やかに帰国するか、在留資格の変更手続きをしなければなりません。留学生の場合は、3か月以上休学すると在留資格取り消しの対象となりますが、病気等のやむを得ない事由がある時は配慮してもらえることもあります。

この事例のように、医師の判断により出席停止や入院をさせるような感染症で欠席する場合は公休として扱われます。医師の診断書を学校に提出し、休学手続きについて相談するよう伝えましょう。



前述の「正当な理由」の有無は入国管理局で個別に判断されますが、留学生に関しては、次のようなケースで「正当な理由」があると認められることがあります。

- ① 在籍していた教育機関が閉校した後、他の教育機関に入学するために必要な手続を進めている
- ② 病気治療のため長期間の入院が必要でやむを得ず教育機関を休学しているが、退院後は復学する意思を有している
- ③ 専修学校を卒業した後、日本の大学への入学が決定している

## 外国人住民に増えている結核罹患率

日本国内の新規登録結核患者における外国人の割合は増加傾向です。日本人の結核罹患率は、高齢者がほとんどを占める中、外国人は働き盛りである若年層の割合が高いことを特徴としています。背景として、外国人留学生や技能実習生の増加が考えられます。

日本では、結核の8割が肺結核です。初期の症状は風邪と似ていますが、咳や発熱などの症状が長引くことが特徴的です。結核を発病している人が体の外に菌を出すことを「排菌」といいますが、結核の感染経路が、咳やくしゃみの飛沫に含まれる結核菌が空気中に飛び散り、それを他の人が吸い込むことにあるため、排菌中は入院が必要となります（発病していても排菌していない場合は通院治療が可能です）。入院期間は、排菌が停止して他の人にうつさないことが確認できるまでですが、統計上2か月程度で排菌が止まると言われています。

結核に関する相談窓口は保健所になりますので、不安を感じている人がいたら、医療機関の受診と併せて保健所への相談を勧めましょう。また、症状がなくなった後も、長期に渡り薬を飲み続ける必要があります。治療が中断しないよう、地域で支える体制を整えておくことが重要です。また、結核予防会が「外国語対応電話相談」を無料で対応しているため、情報提供できるといいでしょう。

### ◆ 結核予防会

- 対応言語：英語、韓国語、中国語、ベトナム語、ミャンマー語（原則第2、第4午前中のみ）
- 電話相談：毎週火曜日 10:00～12:00、13:00～15:00 TEL：03-3292-1218/1219
- FAX対応：常時 03-3292-1292

## 結核と診断を受けた人が利用できる医療費公費負担制度について

患者が安心して適切な結核治療を受け、結核の万延を防止することを目的に、結核治療に関する医療費を公費で負担する制度です。誰でも公費負担が受けられ、外国人や健康保険が無い人でも公費負担を受けることができます。申請は、居住地を管轄する保健所で行います。

この制度は、以下のように2つに分けられます。

### ① 入院の場合（喀痰塗抹が陽性）・・・公費負担

保健所長は、結核患者が同居者などに結核を感染させる恐れがある場合に患者に対し、医療機関へ入院することを勧告することができます。この場合、結核専門の病院による治療が必要になります。37条により、全額を公費で負担します（ただし、所得制限があります）。

### ② 外来治療の場合（喀痰塗抹が陰性）・・・公費負担

結核治療に関する医療費の自己負担額が原則5%になります。

## 入院中の宗教に関する配慮

外国人の中には、宗教を大切にしている人も多くいます。そして、中には、宗教上の教義に基づき口にしないといけない食品など食に対する配慮や、信仰上欠かせない祭儀を行う人（司祭など）や「場所」を希望する外国人もいます。入院時に、「宗教上で何か気をつけた方がいいことはありますか?」と事前に確認しておくといいでしょう。

食に関しては他にも、アニマルライツ（動物の権利）や環境保全などの思想上の理由、ベジタリアンのように信念による理由から、「食べてはいけないもの」を持つ外国人もいますので確認が必要です。多くの人の場合、実際に食べても健康上の問題は起こりませんが、知らずに禁忌食材を口にしてしまった場合、深刻なトラブルに至る可能性が高いので注意が必要です。

なお、次の例も宗派や人によって様々なので、個別に確認しましょう。

### ○ イスラーム(イスラム教)

この事例に出てくる外国人はインドネシア出身ですが、国民の80%以上がイスラームを信仰しています。イスラームでは、食事の規制をはじめ生活に細かな戒律があります。

豚肉やアルコールを禁忌とすることはよく知られていますが、みりんや酢にもアルコール成分が入っているため、忌避される場合があります。教義に基づいて製造・調理されたハラールフード(→P.79)を食べます。小児用のミルクにも動物由来の成分が入っているので、確認が必要です。

また、年に1回ラマダンという断食月があり、日の出から日没まで水も含めて一切口にしません。入院中の健康管理に必要な食事や決められた時間に服薬の必要性がある場合などは、断食をしない人もいます。

ムスリム(イスラム教徒)は、1日に5回メッカの方向に向かって2~5分程度のお祈りをします。お祈りの場所は、そのためのスペースを確保されていない場合、病室やベッドの上で行う人もいます。

### ○ キリスト教

ほとんどのキリスト教徒は洗礼を受けており、入院中の子どもに洗礼を受けさせたいと家族が希望する場合があります。また、聖書を読むことや、お祈り、「聖体拝領」と呼ばれるパン・ワインをいただく儀式などを行うことを望む人もいます。臨終を迎え、神父による祭儀を求める人もいます。

### ○ ヒンズー教

ヒンズー教では、清浄を保つことが最も重要とされ、お祈りの前に体を流水で洗浄することや、水を入れておく容器の設置を希望する場合があります。また、最も不潔な体の部位とされる足に履く靴を、他のものと一緒に棚などに収納することはしません。「牛は神聖で、豚は不浄」という以外にも、不浄・不潔かどうかを確かめることができない病院食を拒絶する患者もいますので注意が必要です。

女性はサリーにより体を隠さなければならず、女性医師による診察も求められます。身に着けているブレスレットやネックレスは軽々しくはずすことができないものなので、手術前の取り外しには説明と説得が必要です。男性にも同様に、被服や装身具の取り外しに注意が必要な場合があります。

### ○ ユダヤ教

豚肉や貝類を食することは通常禁じられているほか、肉とミルクと一緒に調理することも食べることもできません。また、死後の生を信じており、臨死の患者を一人にすることは避けるべきとされているので、ユダヤ教における宗教的指導者である「ラビ」に看取られることを求める患者や家族もいるでしょう。葬儀は24時間以内に行われるのが一般的です。男子の新生児は、資格を持った人により生後8か月目に割礼されます。

※ 宗教に関する情報はP.79でも紹介しています。



#### ◆ よかれ、と思って看護師は抱っこしたのですが…

赤ちゃんを出産したベトナム人のお母さんが、授乳やおむつ交換などの世話はしても、赤ちゃんを抱こうとしないので、赤ちゃんをかわいそうに思った看護師が抱っこして頭をなでたところ、お母さんの気分を害してしまいました。どうしてでしょう？

霊を信じるベトナム人は多く、霊は乳幼児に取り付き、この世から奪おうとするとも信じられています。そのため、霊が自分の赤ちゃんに興味を持たないように、お母さんはわざとよそよそしくしていたのです。また、頭は秘密の私的な魂の場所と考えられており、ベトナム人にとっては触れてはならないタブーな場所なのです。乳幼児の頭をむやみになでることを禁忌とする習慣は、他のアジア諸国にもみられます。

#### ◆ 中国の子育て文化

中国では「坐月子」(ズオユエズ)という産褥期の過ごし方があります。一言でいえば「完全看護」です。一般的に、「産後1か月は体を動かしてはいけない」と考えられており、お母さんの回復を重視し、母親は授乳以外に何一つしてはいけないと言われています。赤ちゃんのおむつ替えや着替えなどの身の回りのことは、基本的に実母・姉妹、あるいは義母・夫側の親戚、または雇った家政婦が行います。

また、この間は「水を触ってはいけない」とも考えられており、家事はもちろん、シャワーやシャンプー、手洗い、歯磨きもだめだとされています。その他、「風に当たってはいけない」という考え方もあり、これは風にあたってしまうと年をとってからリウマチになると考えられているからです。

このように、中国では昔からの風習・文化を背景に、お産を迎えるときに母親が付き添うケースが多く、これを理由に母国から家族を呼び寄せることが多いのかもしれませんが。